

休職時収入サポート-GLTD- よくあるご質問と回答

ホームページにQ&A詳細版を
掲載しています。



Q1 「就業障害」とはどのような状態ですか？

「就業障害」とは、就業に支障が生じている次の状態をいいます。

- 免責期間中(270日間)
被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。
- てん補期間開始後(271日目以降)
身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であること。

Q2 「健康状況告知書質問事項回答欄」への回答が「はい」となる場合、取扱いはどうなりますか？

「A欄」に記載の疾病等であった場合は、お引受を見合わせさせていただきます。

「B欄」に記載の疾病等であった場合は、「特定疾病対象外」でのお引き受けとさせていただきます。加入申込票の「疾病コード」欄に、疾病・症状一覧表において該当した疾病を含む「疾病コード」をご記入願います。そのコードに含まれるA欄・B欄記載の疾病・症状が保険金支払対象外となります。なお、該当した疾病・症状が複数の疾病コードに該当する場合は、加入申込票の「疾病コード」欄に、該当した複数の疾病コードをすべてご記入願います。

Q3 「健康状況告知書質問事項回答欄」への回答が「はい」となりますが、正式な病名・症状名が判明していない場合の取扱いはどうなりますか？

疾病・症状名が判明しない場合は、疾病・症状名が判明するまではお引受を見合わせさせていただきます。

Q4 現在、精神障害(統合失調症・うつ病・パニック障害・睡眠障害など)を患っていますが、この保険に加入できますか？

「A欄」に記載の疾病等であった場合は、お引受を見合わせさせていただきます。

Q5 現在「B欄」に記載のある疾病を患っており休職中ですが、この保険に加入したら、その疾病に対してすぐに保険金が支払われるのですか？

「B欄」に記載の疾病等であった場合は、「特定疾病対象外」でのお引受とさせていただきます。そのコードに含まれるA欄・B欄記載の疾病・症状が保険金支払対象外となります。

Q6 免責270日間とは何ですか？

就業障害が継続する期間をいい、この期間は保険金支払いの対象となりません。起算日は就業障害が開始された日です。就業障害が270日連続してはじめて免責期間が終了し、その翌日よりてん補期間が開始します。

Q7 加入申込後、いつから補償が始まりますか？ また保険料はいつから引き落としが始まりますか？

申込締切日(11/30)までに加入申込票を提出された場合は、2019年1月1日午後4時より補償開始し、保険料は2019年3月より毎月口座振替となります。また、中途加入は随時受付をしており、加入申込票を代理店で受付した日の翌々月1日より補償開始となり、補償開始の2か月後より口座振替となります。

Q8 保険料は掛け捨てですか？ また、加入後、保険料はずっと同じですか？

保険料は掛け捨てです。保険料は保険金額・年齢・性別によって決定されますが、毎年更新時(1月1日時点)の年齢によって決定するため保険料が変更となることがあります。また、料率改定等によって保険料が変更となることもあります。

Q9 保険金給付を受けている期間中に職場復帰できないまま退職した場合、その後の保険金の給付はどうなりますか？

退職しても在職中に被った傷病が原因で就業障害が継続し、保険金支払条件を満たす限り保険金は支払われます。

Q10 健康状況告知質問事項に該当した疾病・症状が「疾病・症状一覧表」に記載のないものであった場合、どのような引受方法になりますか？

加入申込票の「疾病コード」欄に「R0」とご記入いただき、また「疾病・症状名」欄に具体的疾病・症状名称をカタカナでご記入願います。この場合、ここにご記入いただいた疾病・症状と医学上因果関係がある疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお引受けします。

● R0の例
ジンマシン(蕁麻疹)、ヘンズツウ(片頭痛)、スイミンジムコキュウショウコウグン(睡眠時無呼吸症候群)、シシツイジョウショウ(脂質異常症)、ギャクリユウセイショクドウエン(逆流性食道炎)、ガンブリオン等

お問い合わせ先

【取扱代理店】株式会社郵愛

〒151-8502 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-6

TEL 0120-025-375(無料) FAX 0120-779-783

【引受保険会社】三井住友海上火災保険株式会社公務開発部日本郵政室

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 03-3259-6682 FAX 03-3259-8206

日本郵政グループ労働組合の正社員組合員の皆さまへ

休職時収入サポート-GLTD- のご案内

団体長期障害所得補償保険

病気やケガにより、長期にわたり
働けなくなった場合、
入院・自宅療養問わず、
収入減を補う保険です。



団体割引

30%[※]適用

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割引率が適用されます。

保険期間(1年間) 2019年1月1日午後4時 ▶ 2020年1月1日午後4時

【申込締切日】2018年11月30日(金)

【保険料のお支払い】2019年3月より毎月口座振替

【加入申込票ご提出先】株式会社郵愛

【中途加入される場合】中途加入は随時受け付けております。申込締切日は毎月月末となります。補償開始日は、申込日の翌々月1日となります。

〈自動継続の取扱いについて〉

前年からお加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(ご年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。)

「休職時収入サポート-GLTD-」は 長期間働けなくなった時、従業員の皆さまの収入をサポートします。



「休職時収入サポート-GLTD-」による長期の収入補償をお勧めします。

生活費・教育費は… 勤務先は… 住宅ローンは… その他は…
生命保険・医療費・年金は…

引続き必要! 休職後退職 → 収入ストップ! 返済が継続! 支払いが継続!

6つの特徴

*印を付した用語については、4ページの「*印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ*印を付しています。)

- 1 長期にわたる就業障害*を補償!!**
公的保険や従来の所得補償保険では補えない、長期の就業障害を補償します。
- 2 いつでも・どこでも補償!!**
病気やケガの発生原因が、就業中でもプライベートでも24時間、国内外問わず補償します。
- 3 自宅療養中も補償!!**
入院中のみでなく、医師の指示による自宅療養中も保険金支払いの対象となります。
- 4 特約もセットされているので補償も充実!!**
 - 天災危険補償特約**
地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によって被った身体障害による就業障害も補償。
 - 精神障害補償特約**
一定の精神障害(注)についても補償。なお、この特約による保険金のお支払いは、免責期間*終了日の翌日から起算して24か月が限度となります。
(注)お支払対象となる精神障害の例
統合失調症、躁(そう)病、うつ病、パニック障害、情緒不安定性人格障害 など
 - 妊娠に伴う身体障害補償特約(女性の場合)**
妊娠・出産・早産・流産によって被った身体障害による就業障害も補償。
- 5 職場復帰後も継続補償!!**
職場復帰後も就業障害*が残り、所得喪失率*が20%を超える場合、所得の喪失割合に応じて補償が継続されます。
- 6 団体制度でしかご加入できません!!**
このプランは個人でご契約することはできません。この機会に是非ご加入ください。
(注)お申込人、被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は、4ページの「ご注意ください」をご覧ください。

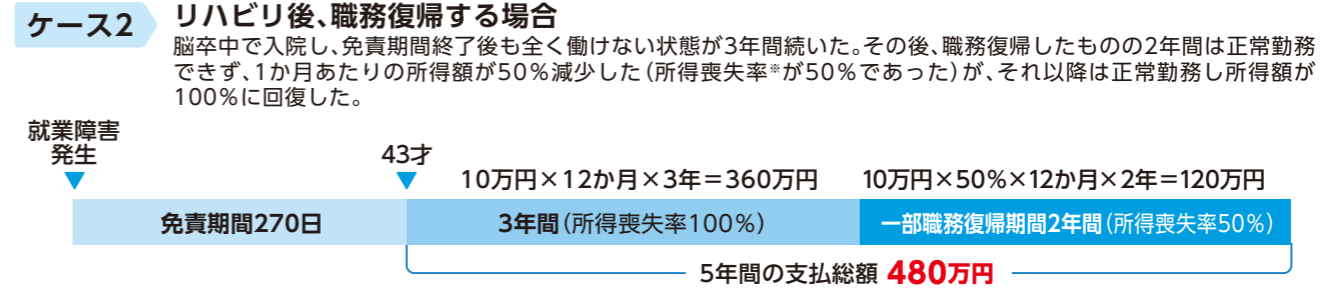
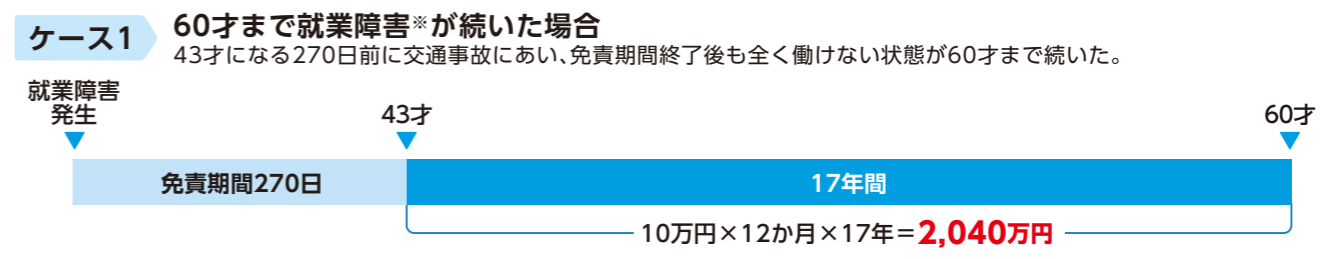


さらに ご加入された方にはさらに**生活サポートサービス**がご利用いただけます。
●健康・医療 ●介護 ●暮らしの相談 ●各種情報提供・紹介サービス *詳しくは10ページをご覧ください。



保険金お支払額の例

定額型、保険金額(支払基礎所得額*)10万円[Bタイプ]、免責期間*270日、てん補期間*60才まで



お支払いする保険金

保険金支払対象期間(てん補期間*)中の就業障害*である期間1か月につき、保険金額(支払基礎所得額*)をお支払いします。ただし、業務に復帰して得た所得がある場合、就業障害発生直前の所得額に対する、てん補期間中の所得額の減少した割合を、支払基礎所得額に乗じた額をお支払いします。

保険金算出の計算式 てん補期間(60才まで)中の就業障害である期間1か月につき、以下の式によって算出した額をお支払いします。

$$\text{支払基礎所得額} \times \left(1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}\right) \times 100\%$$

保険金のお支払例

- 保険金額(支払基礎所得額): 10万円に加入
- 保険金支払対象期間(てん補期間)において3年間全く働けず、その後2年間一部復職(所得の50%を回復)
- 就業障害発生前の各月における所得の額: 40万円

<3年間の就業障害に対する保険金>
 $10\text{万円} \times \left(1 - \frac{0\text{円}}{40\text{万円}}\right) \times 100\% \times 36\text{か月}(3\text{年}) = 360\text{万円}$

<2年間の一部復職に対する保険金>
 $10\text{万円} \times \left(1 - \frac{20\text{万円}}{40\text{万円}}\right) \times 100\% \times 24\text{か月}(2\text{年}) = 120\text{万円}$

合計お支払保険金 480万円

保険金額と月払保険料

保険金額が5万円(Aタイプ)と10万円(Bタイプ)の2つのタイプの中からご希望のセットをお選びください。ただし、年収300万円未満の方はAタイプ(保険金額5万円)のみのご加入となります。なお、保険金請求時には源泉徴収票等所得額の確認書類をご提出いただきます。

[条件] 補償期間(てん補期間*): 60才に達した日の属する年度の3月末日まで(3年に満たない場合は3年間)、免責期間*: 270日
精神障害補償特約による保険金の支払いは、てん補期間を2年とします。

<Aタイプ> 保険金額(支払基礎所得額)5万円 限度口数: 1口
<Bタイプ*> 保険金額(支払基礎所得額)10万円 限度口数: 1口

年令	男性(1Aセット)	女性(2Aセット)	年令	男性(1Bセット)	女性(2Bセット)
15~24才	309円	216円	15~24才	618円	431円
25~29才	326円	288円	25~29才	653円	576円
30~34才	389円	391円	30~34才	778円	783円
35~39才	483円	549円	35~39才	966円	1,099円
40~44才	669円	792円	40~44才	1,339円	1,585円
45~49才	881円	1,030円	45~49才	1,761円	2,059円
50~54才	1,028円	1,130円	50~54才	2,056円	2,260円
55~59才	999円	988円	55~59才	1,999円	1,976円

●前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増率が適用されます。
●年令は保険始期日(2019年1月1日)時点の満年令とします。

*年収300万円以上の方のみのご加入となります。

※印を付した用語については、4ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定書の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または協定書をご参照ください。

(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)は保険契約者にお渡しいたします。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容

<ご注意>

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者(補償の対象となる方)が身体障害*を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害*が開始した場合に限り、てん補期間*中の就業障害*である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額*を基に協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
2. 被保険者は協定書に規定された方となります。
3. 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
団体長期障害所得補償保険金	身体障害*により、就業障害*となった場合	<p>てん補期間*中の就業障害*である期間1か月につき、次の額をお支払いします。 [支払基礎所得額*] × [所得喪失率*] × [約定給付率* (100%)]</p> <p>(注1) お支払いする保険金の額は、てん補期間*中の就業障害*である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額*(Aタイプ:5万円、Bタイプ:10万円)を限度とします。</p> <p>(注2) 協定書に定めるてん補期間を限度とします。</p> <p>(注3) 支払基礎所得額*に約定給付率*を乗じた額が平均月間所得額*を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。</p> <p>(注4) てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p> <p>(注5) 同一の身体障害*により、免責期間*を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。</p> <p>(注6) 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等*がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額*(*)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率*を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。</p> <p>・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額*(*)</p> <p>・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率*を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額*(*)を限度とします。</p> <p>(*) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業障害*を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>	<p>(1) 新規加入日から12か月以内に就業障害*になった場合、就業障害の原因となった身体障害*について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。</p> <p>(2) 次のいずれかの就業障害*に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害*による就業障害</p> <p>② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害*による就業障害</p> <p>③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害*による就業障害</p> <p>④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害*による就業障害^{(*)1}</p> <p>⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害*による就業障害^{(*)2}</p> <p>⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害*による就業障害</p> <p>⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害*による就業障害</p> <p>⑧ むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害^{(*)3}</p> <p>⑨ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車(以下「自転車」といいます)を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自転車または原動機付自転車(以下「自転車」といいます)を運転している間</p> <p>⑩ 被保険者が被った精神障害*を原因として発生した就業障害^{(*)4}</p> <p>⑪ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害*による就業障害^{(*)5}</p> <p>⑫ 発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害^{(*)6}</p> <p>など</p> <p>(3) 健康に関する告知の回答内容等により補償対象外とする病気^{(*)7}等(保険証券等に記載されます。)による就業障害*に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>(*)1 テロ行為によって発生した身体障害*に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>(*)2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>(*)3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>(*)4 「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目^{(*)8}中の次の分類番号に該当する精神障害(統合失調症、躁(そう)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害*は保険金のお支払い対象となります。 (1) F04~F09 (2) F20~F51 (3) F53~F54 (4) F59~F63 (5) F68~F69 (6) F84~F89 (7) F91~F92 (8) F95 (9) F99</p> <p>(*)5 「妊娠に伴う身体障害補償特約」^{(*)9}がセットされた場合、保険金のお支払い対象となります。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
団体長期障害所得補償保険金		<p>(前ページより続き) ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p>	<p>(前ページより続き) (*6) 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。 (*7) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。 (*8) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (*9) 女性の被保険者におのみセット可能です。</p>

※印の用語のご説明

- 「回復所得額」とは、免責期間*開始以降に業務に復帰して得た所得*の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
- 「最高保険金支払月額」とは、1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
- 「支払基礎所得額」とは、保険金の算出の基礎となる額をいい、1口あたり保険金額×加入口数によって算出した額となります。
- 「就業障害」とは、被保険者が身体障害*を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間*開始後においては、身体障害*により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*が20%超であることをいいます。免責期間*中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
- 「所得」とは、業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害*となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含まれません。
- 「所得喪失率」とは、次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間*終了日の翌日から起算した各月における回復所得額*}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

ただし、所得*の額につき給与と体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害*の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

- 「身体障害」とは、傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
- 「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 「てん補期間」とは、引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。

「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間*にかかわらず、免責期間*終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。

- 「免責期間」とは、保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害*が継続する期間をいいます。免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。「妊娠に伴う身体障害補償特約」がセットされた場合、この特約の免責期間*は設定されている免責期間または90日のいずれか長い方の期間とします。
- 「平均月間所得額」とは、被保険者の就業障害*が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{\text{年間収入額}^{(*)1} - \text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}^{(*)2}}{12(\text{か月})}$$

(*)1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含まれません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含まれません。

(*)2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

- 「約定給付率」とは、保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

ご注意いただきたいこと

- この保険は日本郵政グループ労働組合が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ保険会社に支払います。なお、保険契約者が保険会社に保険料を支払わなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者にお支払いします。
- お申込人となる方は日本郵政グループの正社員で日本郵政グループ労働組合が加入を認める方および日本郵政グループ労働組合の役職員の方に限ります。
- 被保険者(補償の対象者)としてご加入いただけるのは、日本郵政グループの正社員で日本郵政グループ労働組合が加入を認める方および日本郵政グループ労働組合の役職員の方で、保険期間の開始時点で満15才以上満59才以下かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、就業障害である期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- <経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
 ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

●<税法上の取扱い> (2018年8月現在)

・お支払いいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

保険金をお支払いする場合に該当したとき

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1)をご提出いただく日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2)を終えて保険金をお支払いします。^(※3)

(※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書 ・事故原因・損害状況に関する資料 ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)

・引受保険会社所定の診断書 ・診療状況申告書 ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書 ・死亡診断書 ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類

・休業・所得証明書 ・所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書等)

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

<代理請求人について>

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(※)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(※)法律上の配偶者に限ります。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の中で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

▼重要事項のご説明▼

契約概要のご説明(団体長期障害所得補償保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書によって定まります。ご不明な点については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	働いて収入(所得)を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が満15才から満59才までの方
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄に記載の方

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合、および保険金をお支払いできない主な場合は、本パンフレット(3~4ページ)のとおりです。詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)とお支払する保険金の額
本パンフレット(3~4ページ)をご参照ください。

②保険金をお支払いできない主な場合(主な免責事由)
本パンフレット(3~4ページ)をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

本パンフレット(3~4ページ)をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

ご加入いただく支払基礎所得額および保険金額の設定につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく加入セットにつきましては、年収300万円未満の方はAタイプ(保険金額5万円)に、年収300万円以上の方はAタイプ(保険金額5万円)またはBタイプ(保険金額10万円)のいずれかにご加入いただけます。詳細は本パンフレット(2ページ)をご確認ください。

2.保険料

保険料は支払基礎所得額・保険金額・年齢・性別・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3.保険料の払込方法について

本パンフレット(表紙)をご参照ください。

4.満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の解約返れい金はありません。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただきます場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体長期障害所得補償保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は日本郵政グループ労働組合が保険契約者となる団体契約であることから、加入のお申込み後に、お申込みの撤回または加入の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

2.告知義務等

(1)ご加入時における注意事項(告知義務-加入申込票の記入上の注意事項)

被保険者(補償の対象者)には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記入内容を必ずご確認ください。次の事項について十分ご注意ください。

①他の保険契約等(*)に関する情報

(*)同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等(所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等)をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

②被保険者の「生年月日」、「年齢」、「性別」

③被保険者の健康に関する告知(健康状況告知)

【健康に関する告知について】

・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。

・健康状況告知の内容によってはご加入をお引受できない場合、または特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしないことを条件にお引受する場合がありますのであらかじめご了承ください。

・ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*)より前に発病した病気(発病日は医師の診断(**2)によります。*)または発生した事故によるケガについては、事前に保険契約者と協定した内容により、保険金をお支払いしません。このお取扱い(**3)は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。ただし、保険契約者と協定した内容に、①、②の場合に保険金を支払う旨の定めがある場合、保険金をお支払いすることがあります。

①新規加入の場合、その被保険者が加入日前12か月以内に、就業障害の原因となった身体障害につき、医師等の治療(**4)を受けていなかったとき

②継続加入の場合、身体障害を被った時が就業障害となられた日からご加入の継続する期間を遡及して12か月以前であるとき
詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(*)1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(*)2)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(*)3)特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご契約した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

(*)4)診察または治療のための服薬を含みます。

(2)その他の注意事項

●同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計

して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ずご記入ください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等(所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等)をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。をいいます。

●保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。

●ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

●ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または引受保険会社へご通知ください。将来に向かって、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。

●被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

(*)保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

●補償重複

ご加入にあたっては、被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。*)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等をご確認し、加入の可否を判断のうえ、ご加入ください。

(*)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険 所得補償保険

3.補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本パンフレット(表紙)記載の方法により払込みください。本パンフレット(表紙)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4.保険金をお支払いできない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレット(3~4ページ)をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および協定書に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等が発生させた場合
- ②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、本パンフレット(表紙)記載の方法により払込みください。本パンフレット(表紙)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除することがあります。

6.失効について

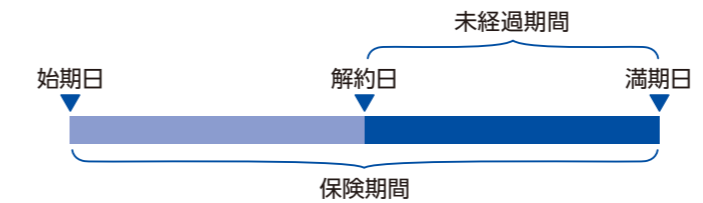
ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7.解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

・ご契約の解約に際しては、未経過であった期間の解約返れい金はありません。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご加入を解除することがあります。



8.保険会社破綻時等の取扱い

本パンフレット(4~5ページ)をご参照ください。

9.個人情報の取扱いについて

本パンフレット(5ページ)をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】株式会社郵愛
0120-025-375(無料)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 **0120-632-277(無料)**
【電話受付時間】平日 9:00~20:00 土日・祝日 9:00~17:00
(年末・年始は休業させていただきます。)
※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00~19:00になります。

万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189(無料)**

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター **0570-022-808**【ナビダイヤル(有料)】 受付時間: 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

団体長期障害所得補償保険 健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

⚠ 以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

<継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。>
(*) 支払基礎所得額の増額、免責期間の短縮、てん補期間の延長等、補償を拡大することをいいます。

1.健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

2.正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3.書面によるご回答のお願い

・取扱代理店には告知受領権があり、取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
・取扱代理店への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4.「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次のいずれかの取扱いとさせていただきます。

① 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。

② ご加入はお引受できません。

(注) この保険は、「妊娠に伴う身体障害補償特約」が自動セットされているため、質問3に該当した場合はご加入いただけません。

5.現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6.保険期間の開始前の発病等の取扱い

ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(発病日は医師の診断(*2)によります。)または発生した事故によるケガについては、事前に保険契約者と協定した内容により、保険金をお支払いしません。このお取扱い(*3)は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

ただし、保険契約者と協定した内容に、①、②の場合に保険金を支払う旨の定めがある場合、保険金をお支払いすることがあります。

① 新規加入の場合、その被保険者が加入日前12か月以内に、就業障害の原因となった身体障害につき、医師等の治療(*4)を受けていなかったとき

② 継続加入の場合、身体障害を被った時が就業障害となられた日からご加入の継続する期間を遡及して12か月以前であるとき

詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(*1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(*2) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(*3) 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

(*4) 診察または治療のための服薬を含みます。

7.その他ご留意いただく点

・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。

・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。

[ご注意]

● 現在の健康状況等によっては、継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。

● 新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。

● 保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

ご加入内容確認事項

⚠ ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1.保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- 保険金額(支払基礎所得額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・保険料払込方法

2.加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認ください。加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

※ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

・保険金額(支払基礎所得額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の50%以下となるようなセットでお申込みされていますか？

・被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

※ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

3.次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

・この保険制度に新規加入される場合

・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更 など)

・既にご加入されているがご継続されない場合

生活サポートサービス

ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体長期障害所得補償保険など*にご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルズ相談は加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療*

- 健康・医療相談(医師相談は一部予約制)
- メンタルヘルズ相談
- 医療機関総合情報提供
- 診断サポートサービス(各種人間ドック機関紹介等)
- 三大疾病セカンドオピニオン情報提供
- 女性医師情報提供、女性医師相談(医師相談は一部予約制)

介護(年中無休24時間対応)

- 介護に関する情報提供
- 介護に関する悩み相談
- 公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談
- 認知症に関する情報提供と悩み相談

暮らしの相談(平日14:00~17:00)

- 暮らしのトラブル相談(法律相談)
- 暮らしの税務相談
- 弁護士・税理士との相談は予約制

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

情報提供・紹介サービス(平日10:00~17:00)

- 子育て相談(12才以下)
- 暮らしの情報提供(冠婚葬祭、ボランティア情報)
- 安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL▶https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/index.html

※メンタルヘルズ相談:平日9:00~21:00、土曜日10:00~18:00、メンタルヘルズ相談以外:年中無休24時間対応。

● サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

● 平日とは、土・日・祝日・年末・年始を除いた月~金をいいます。

● お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。

● 本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

● 本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。